

第22期  
第12回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和3年5月25日(火) 午後15時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎  | 2. 新野 清   | 3. 欠 席   |
| 4. 児玉 匡樹  | 5. 鈴木 政司  | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一  | 8. 齋藤永治郎  | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 18号	非農地証明について
日程第4	報告第 19号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第5	議案第 51号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 52号	農地法第4条の規定による許可について
日程第7	議案第 53号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案第 54号	農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第 55号	農用地利用集積計画作成の要請について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第12回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、10名であります。伊勢亀委員より欠席の通告があります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し調査報告を求めるため、安彦強農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、大木事務局長。

**大木事務局長** はい。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、  
4番 児玉匡樹委員 6番 高橋康子委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第18号「非農地証明について」を議題といたします。  
会長に代わり事務局より報告を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご報告申し上げます。

報告第18号 「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号 1

申請人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇  
登記名義人 申請人と同じでございます。

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地番 〇〇〇番地〇  
登記地目 畑  
地積 677 m<sup>2</sup>  
現況地目 雑種地

非農地となった時期・事由

令和2年7月豪雨により鮎貝堰幹線用水路が被災し大量の土砂が流入した。復旧工事を行うにあたり、本件農地を含む土地を工事進入路、撤去した土砂等の置場及び重機等の回転広場として利用する必要があったことから、白鷹町が災害復旧対応のための転用許可の例外案件として本件農地を転用したものの。

今後、農地には復元せずに、引き続き鮎貝堰の維持管理、災害対応の用途として利用していくもの。

調査年月日 令和3年5月17日

専決年月日 令和3年5月18日

報告は以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ここで、現地調査委員より「状況報告」をお願いします。農地部会長 8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

5月17日、わたくしと、児玉匡樹委員、地元委員の伊勢亀委員、事務局の橋本補佐と現地調査を行いました。

申請地は、昨年7月の豪雨により被害のあった鮎貝堰の復旧工事のために、被害箇所への進入路、土砂等の置場等として町が転用したものです。

今後も、鮎貝堰の維持管理及び災害対応の用途として利用していくため、農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上報告いたします。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。  
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第19号 「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご報告申し上げます。

報告第19号 「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1

1. 申出人 白鷹町大字〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇番地〇
地 目	田
地 積	230㎡ 他4筆
申出内容	土地の売却あつせん
結 果	〇〇〇〇 〇〇〇〇と売買が成立 報告は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。ここで、1番案件について、調整委員の2番 新野清委員よりあつせんの報告をお願いします。

**新野 清委員** はい、議長。

**議 長** はい、新野委員。

**新野 清委員** 1番案件の調整結果について、ご報告申し上げます。

4月29日、わたくしと、鈴木政司委員の2名で、申出人〇〇〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地5筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇より買って良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田、5筆2, 155㎡で、総額〇〇〇〇〇〇円です。

引き渡し時期は、令和3年6月29日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

5月6日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、報告いたします。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第51号 「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第51号 「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。



《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件について許可することに決しました。

日程第6 議案第52号 「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第52号 「農地法第4条の規定による許可について」次の農地について、農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申 請 人 白鷹町大字○○○○○○○番地○  
○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○○番地○  
地 目 畑  
地 積 262㎡  
転用目的 一般住宅  
以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。  
1番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

**村上浩康委員** はい、議長。

**議 長** はい、村上委員。

**村上浩康委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

5月16日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。転用を行うに必要な資力信用については、融資証明により確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに

実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。併用地はありません。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。  
周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。  
以上ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

### 《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第7 議案第53号 「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第53号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇  
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
地	目	畑
地	積	2, 015 m <sup>2</sup>
契約の種類		使用貸借権の設定（3年）

転用目的 残土置場（一時転用）  
備 考 許可後～令和6年6月30日  
他3件  
説明は以上になります。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。  
1番案件について、7番 中川要一委員よりお願いいたします。

**中川要一委員** はい、議長。

**議 長** はい、中川委員。

**中川要一委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

5月16日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、使用貸借であり、借地料は発生しません。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、道路法の許可について協議済みです。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用であり利用後は確実に農地に戻します。

以上ご報告いたします。

**議 長** ご苦労様でした。2番案件及び3番案件について、安彦強農地利用最適化推進委員より2案件を続けて報告をお願いします。

**安彦強推進委員** はい、議長。

**議 長** はい、安彦委員。

**安彦強推進委員** 2番案件について調査のご報告をいたします。

5月17日、わたくしと、伊勢亀崇男 委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。許可を得ずに転用していた、追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、すでに売買済みであることを、領収

書により確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに用途に供しています。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。隣接する倉庫敷地が併用地となります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

続きまして、3番案件について調査のご報告をいたします。

5月17日、わたくしと、伊勢亀崇男 委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。こちら、許可を得ずに転用していた、追認案件です。転用を行うに必要な資力信用については、使用貸借であり、借地料は発生しません。転用の妨げとなる権利を有する者については、地番5804-8について地役権が設定されていますが、権利者からの同意を得ています。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに用途に供しています。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。隣接する倉庫敷地が併用地となります。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

## 議 長

説明が終わりました。4番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 4番案件について調査のご報告をいたします。

5月18日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、残高証明書により確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施しま

す。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。併用地はありません。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用であり、利用後は確実に農地に戻します。以上ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第8 議案第54号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第54号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和3年度 第2回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和3年5月26日。

## 【所有権移転】

### 番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇番地の〇	〇〇	〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇	〇〇	〇

### 土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地
地	目	田
地	積	284 m <sup>2</sup>
契約の種類等		所有権の移転（売買）
土地引渡時期		R3.5.27
対価（10a当り）		〇〇〇〇〇〇円

### 番号2

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇	〇	〇〇〇

### 土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
地	目	田
地	積	1013 m <sup>2</sup> 他2筆
契約の種類等		所有権の移転（売買）
土地引渡時期		R3.5.27
対価（10a当り）		〇〇〇〇〇〇円

説明は以上でございます。

## 議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から2番案件について、  
計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり第2回白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

日程第9 議案第55号 「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。

なお、本件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、10番 村上浩康委員の退室を求めます。

(村上委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第55号 「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

1. 権利設定者（譲受人）

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地  
氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇番地の〇 氏名 〇〇 〇〇  
土地の所在 大字〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇番地〇  
地 目 田  
地 積 230㎡ 他4筆  
利用目的 そば  
総 額 〇〇〇〇〇円（10a当りの対価 〇〇〇〇〇〇円）

3. 権利の設定等の内容

権利の内容 所有権移転  
法律関係 売買

権利の設定・移転の時期 令和3年6月29日  
支払期限 令和3年6月29日  
土地の引き渡し時期 令和3年6月29日  
説明は以上になります。

## 議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
本案件について、提案のとおり農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。  
ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これをもって、第12回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第12回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和3年5月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_